

**「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ(案)」
補足説明資料**

平成20年9月5日

目次

I 伝送設備規律

- (1) 電波監理の国際的な枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 無線通信規則（RR）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 電波法の枠組み（周波数の分配）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

II 伝送サービス規律

- (1) 電気通信事業法における主な伝送サービス規律・・・・・・・・ 7
- (2) 放送事業における主な伝送サービス規律
（衛星放送・有線テレビジョン放送）・・・・・・・・・・ 8
- (3) 有線テレビジョン放送法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 有線放送電話に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

III コンテンツ規律

1. メディアサービス（仮称）の範囲

- (1) 通信・放送の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 先進諸国の法制における放送の定義・・・・・・・・・・ 13
- (3) EUの「視聴覚メディアサービス指令」・・・・・・・・・・ 14
- (4) 韓国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

2. メディアサービスの区分

- (1) 放送を類型に区分し規律することに関する学説・・・・・・・・ 16

3. メディアサービスに対する具体的規律

- (1) 先進諸国における放送規律の概要・・・・・・・・・・ 17
- (2) 我が国における番組規律とその適用関係・・・・・・・・ 18
- (3) 先進諸国における放送番組規律（テレビ放送）①・・・・・・・・ 19
- (4) 先進諸国における放送番組規律（テレビ放送）②・・・・・・・・ 20
- (5) 先進諸国における放送番組規律（テレビ放送）③・・・・・・・・ 21
- (6) 我が国における再送信に係る規律等・・・・・・・・・・ 22
- (7) 先進諸国における「マスト・キャリア」制度・・・・・・・・ 23

4. マスメディア集中排除

- (1) 我が国におけるマスメディア集中排除原則①・・・・・・・・ 24
- (2) 我が国におけるマスメディア集中排除原則②・・・・・・・・ 25
- (3) 先進諸国におけるマスメディア集中排除原則・・・・・・・・ 26

5. オープンメディアコンテンツに関する規律

- (1) 先進諸国の法制における違法情報の削除・プロバイダ責任・・・・・・・・ 27

IV プラットフォーム規律

- (1) ICTプラットフォームに係る現在の通信・放送法制上のサービス規律・・ 29
- (2) 有料放送管理業務（衛星放送プラットフォーム業務）の制度化・・・・・・・・ 30
- (3) 先進諸国における放送プラットフォームに対する規律・・・・・・・・ 31
- (4) 欧州における放送プラットフォーム規律の概要・・・・・・・・ 32

V レイヤー間の規律

- (1) 電気通信事業紛争処理委員会の機能・・・・・・・・・・ 34

VI 利用者利益の確保・向上のための規律

- (1) 先進諸国における通信事業に対する利用者保護規律・・・・・・・・ 36
- (2) 我が国における技術基準（全体像）・・・・・・・・・・ 37
- (3) 技術基準の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

VII その他の論点

- (1) 日本電信電話株式会社等に関する法律・・・・・・・・・・ 40
- (2) 放送法におけるNHKの位置付け・・・・・・・・・・ 41

I 伝送設備規律

(1) 電波監理の国際的な枠組み

○電波を監理する国際的な枠組みは、国際電気通信連合 (ITU) 憲章等において定められている。

【ITU憲章(抜粋)】

第44条 無線周波数スペクトルの使用及び対地静止衛星軌道その他の衛星軌道の使用

1 構成国は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努める。このため、構成国は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。

2 (略)

第45条 有害な混信

1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

2 各構成国は、認められた事業者その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業者に前項の規定を遵守させることを約束する。

3 構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第1項の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

(2) 無線通信規則(RR)

「連合員の主管庁は、この章の周波数分配表又はこの規則のその他の規定に反していかなる周波数も局に割り当ててはならない。」
(無線通信規則4.4本文)



原則として、無線通信規則に規定される周波数分配に反する割り当てはできない。

「ただし、周波数割当ての使用において、憲章、条約及び無線通信規則の規定に従って運用する局が行う業務に有害な混信を生じさせないこと及び有害な混信からの保護を要求しないことを明示の条件とする場合はこの限りでない。」(無線通信規則4.4ただし書き。
「N I B」(Non Interference Basis)と呼称されている。)



NIBは、我が国では実験試験局及び臨時かつ一時の目的のための無線局の免許に用いられているが、国際的に保護されないため、不安定な地位に甘んじることになる。

○各国の要請に基づいた付加分配・代替分配(以下「付加分配等」)について

付加分配等は、3～4年ごとに開催される世界無線通信会議(WRC)で議論した上で行われるものであり、WRCの議題に載せることが必要であるが、付加分配等は、周辺国などの影響を受ける国の反対がないことが前提となっている。

※ 付加分配の例：「日本では、170-174MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。」(無線通信規則5.232)

(3) 電波法の枠組み(周波数の分配)

周波数の国際分配の決定

周波数の国内分配の決定
(周波数割当計画の策定)

周波数割当計画

- ・国内における周波数分配は、無線通信規則に規定される国際的な周波数分配のうち、第三地域(アジア、オセアニア)の分配に基づき、周波数割当計画(総務省告示)に規定される。
- ・「周波数割当計画」とは、「割り当てることが可能である周波数の表」であり、割り当てることが可能である周波数ごとに、以下の事項が記載され、無線局免許における周波数割当可能性に関する審査基準として用いられる。
 - ① 無線通信規則に規定される国際分配
 - ② 固定業務、移動業務など、無線通信の態様
 - ③ 公共業務用、一般業務用など、無線局の目的
 - ④ 周波数の使用に関する条件

周波数割当表 (周波数割当計画から抜粋)

① 国際分配 (MHz)			② 国内分配 (MHz)		③ 無線局の目的	④ 周波数の使用に関する条件
第一地域	第二地域	第三地域				
87.5-100 放送		87-100 固定 移動 放送		移動	電気通信業務用(無線呼出用)	移動業務によるこの周波数帯の使用は、放送局の設備を共用し放送の電波に重畳する場合に限る。
5.190	88-100 放送		90-108	放送 J37A	放送用	
100-108 放送						
	5.192 5.194					

Ⅱ 伝送サービス規律

(1) 電気通信事業法における主な伝送サービス規律

		電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
参入・退出規制 外資規制		【参入】届出（①、②以外の場合）又は登録（①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合） 【退出】事後届出（利用者に対しては予め相当の期間において周知が必要） 【外資規制】なし（NTT持株に対しては3分の1の外資規制）		
対利用者規律	料金・約款規制	全ての事業者に対し、電気通信役務の提供に係る不当な差別的取扱いを禁止（6条）（料金・約款は原則として自由→業務改善命令の対象（29条）） 認定電気通信事業者（※1）に対し、役務提供義務、業務改善命令（121条） 【基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス：国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務）】 契約約款の作成・届出、会計の整理		
	利用者保護	事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務（18条3項）、電気通信役務の提供条件に関する説明義務（26条）、苦情等に関する適切・迅速な処理義務（27条）		
事業者間規律	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務（32条）		
	行為規制	なし	支配的地位を有する事業者に対して追加的規制 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等	接続約款の届出、公表 【禁止行為】 同左 ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定
技術基準	電気通信役務の安定的・確実な提供の確保等の観点から、事業用電気通信設備及び端末設備について技術基準を規定			
ユニバーサルサービス制度	【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付			

- (※1) 認定電気通信事業者となることにより公益事業特権（他人の土地の使用等に関する特権）を享受することが可能
- (※2) 第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務
- (※3) 指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務

(2) 放送事業における主な伝送サービス規律(衛星放送・有線テレビジョン放送)

	CS(110度、124度、128度)放送事業者			有線テレビジョン放送事業者		
	委託放送事業者	受託放送事業者	衛星役務利用放送事業者	有線テレビジョン放送施設者※3	左記以外の有線テレビジョン放送事業者※4	有線役務利用放送事業者
適用法	放送法	電波法 放送法	電気通信役務利用放送法	有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送法	電気通信役務利用放送法
参入	認定	無線局開設に係る免許	登録	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録
審査事項	○欠格事由 ○受託放送役務を受けられること ○財政的基礎 ○放送の普及及び健全な発達に適切 ○総務省令に合致(集中排除原則)	○欠格事由 ○技術基準適合性 ○周波数割当が可能であること ○その他総務省令に合致	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致(集中排除原則)	施設に関して以下の審査 ○欠格事由 ○施設計画の合理性及び実施の確実性 ○技術基準適合性 ○経理的基礎及び技術的能力 ○自然的社会的文化的事情に照らし必要かつ適切 ※地域メディアという性格上、原則一の行政区域全体に提供	○なし (虚偽の届出については罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致(集中排除原則) ※自己のサービスについて一部伝送業務を行っている場合を含む(技術基準適合義務)。
外資規制	○	○	×	×	×	×
技術基準適合※1	×	○(電波法)	○	○(施設者として)	×	○
料金	(対受信者)届出	(対委託放送事業者)届出	(対受信者)届出	(対受信者)届出	(対受信者)届出	(対受信者)届出
契約約款	(対受信者)認可 ・責任に関する事項の適切性・明確性 ・不当な差別的取扱いなし ※標準契約約款あり			(対(他の)有線テレビジョン放送事業者)総務省令※に適合した条件を定める。 ※省令規定事項:・料金の妥当性、条件の適正性・明確性、不当な差別的取扱いなし、不当な条件なし等		
変更命令の要件	・国内受信者の利益を阻害	・料金が不当な差別的取扱いをするものであるとき ・責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき ・不当な義務を課すものであるとき	・国内の受信者の利益を阻害	・受信者の利益を阻害	・受信者の利益を阻害	・業務区域の受信者の利益を阻害
役務提供義務※2	対受信者	対委託放送事業者	対受信者	施設提供:対(他の)業務者 業務提供:対受信者	対受信者	対受信者

※1 電波法・・・電波の有効利用、無線局の目的達成等の観点から規定

有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法・・・送信標準化、受信品質維持等の観点から規定

※2 正当な理由がなければ役務提供を拒否できない旨規定 ※3 通常、有線テレビジョン放送事業者(業務提供者)を兼ねる。

※4 有線テレビジョン放送施設者から施設の提供を受けて業務を行う者

外形的に伝送サービスと類型化できるサービスに係る規律

(3) 有線テレビジョン放送法

- 有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正なものとし、受信者の保護、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ること等を目的として、昭和47年に制定、昭和48年1月から施行されたもの。
- 一定規模を超える有線テレビジョン放送施設*1を設置して、有線テレビジョン放送を行おうとする場合、施設の設置について総務大臣の許可を必要とし、設備側について規律するとともに、有線テレビジョン放送業務を行おうとする場合、総務大臣への届出を必要とし、別途、業務側について規律。
- なお、有線テレビジョン放送施設を設置する者は、同時に有線テレビジョン放送業務を行う者であることが予定されているが、自ら施設を設置することなく、他の有線テレビジョン放送施設設置者の施設を利用して、業務の届出のみで有線テレビジョン放送を行うこと(チャンネルリース)も認められているところ。(ソフト/ハード一致型が原則であるが、有線テレビジョン放送施設を利用する範囲内で分離型も認められている。)

施設側の規律

- 施設の設置・変更には総務大臣の許可*2
 - ※ 許可の基準
 - 1) 施設計画の合理性・実施確実性
 - 2) 技術基準への適合性
 - 3) 経理的・技術的能力
 - 4) 自然的社会的文化的諸事情に照らした必要性・適切性
- 有線テレビジョン放送のために設けられた技術基準への適合義務
- チャンネルリースを求められた際の提供義務 等

業務側の規律

- 業務を行う場合には総務大臣へ届出
- テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたる地域において、有線テレビジョン放送を行う有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、当該放送の再送信を義務付け*3
- 放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要。それに関して大臣裁定制度を整備
- 業務区域内での役務提供義務
- 番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を準用

等

*1 引込端子数が500端子を超える施設。なお、500端子以下の場合には、施設面について、有線電気通信法のみ規律の適用を受ける。

*2 施設計画、使用する周波数、施設の概要を変更する場合にも許可を要する。その他の事項及び軽微な事項と認められている施設の概要を変更する場合には届出を要する。

*3 これまで義務付けされた例なし。

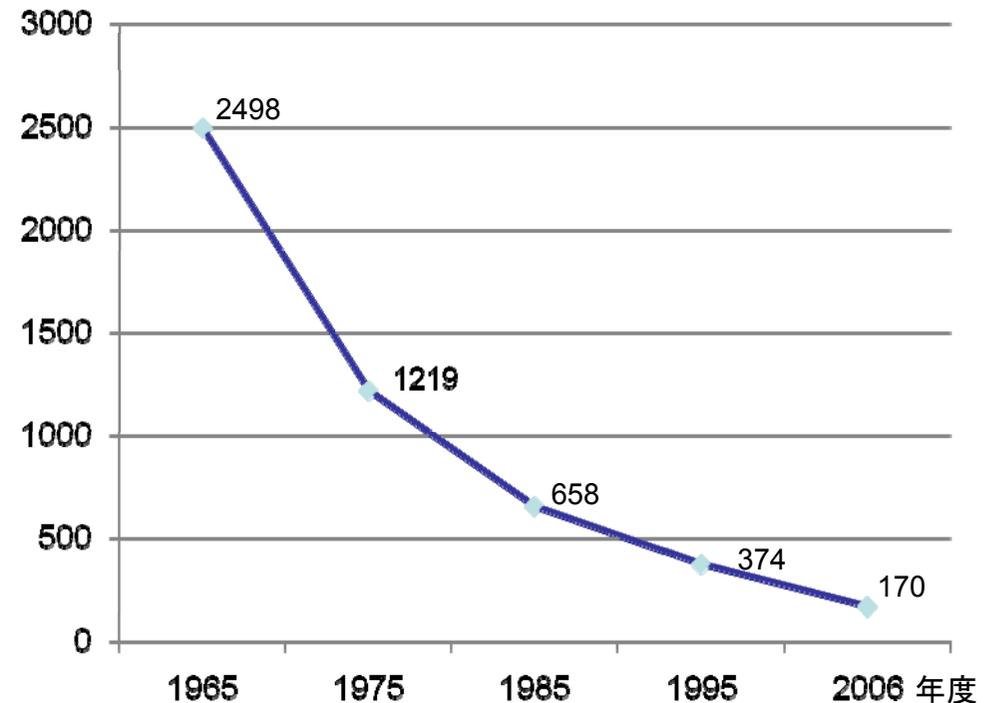
(4) 有線放送電話に関する法律

- 有線放送電話業務の適正な運営を図ることによって、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的として、昭和32年に制定、同年8月から施行されたもの。
- 有線放送電話役務(有線ラジオ放送用の有線電気通信設備を用いて他人の通信を媒介しその他当該有線電気通信設備を他人の通信の用に供すること)を提供する業務を行う場合、総務大臣の許可を必要とし、許可を受けた業務区域(一の市町村及びその隣接市町村内に限る。)において、その役務の提供を認めるもの。
- 有線放送電話業者は、その業務の用に供する有線電気通信設備について、他の有線放送電話業者の設備と相互接続する場合には許可が必要であり、電気通信事業者の電気通信回線設備と接続する場合には事前届出が必要である。

有線放送電話に関する法律の主な業務規律

- 業務を行う場合には、総務大臣の許可*1
 - ※1 許可の基準
 - 1) 住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有している地域(一の市町村及びその隣接市町村内に限る。)を業務区域とすること
 - 2) 経理的基礎があること
 - 3) 業務の用に供する設備に専ら通話の用に供するための線路がないこと
 - 4) 業務を行うことが公益上必要であり適切であること
- 他の有線放送電話業者等との相互接続に関する許可制
- 電気通信事業者の電気通信回線設備との接続に関する事前届出制
- 契約約款の届出義務
- 定期報告義務(事業年度ごとの利用状況、収支状況)

有線放送電話施設数の推移



Ⅲ コンテンツ規律

1. メディアサービス(仮称)の範囲 (1) 通信・放送の定義

【電気通信】(電気通信事業法第2条第1号)

『有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。』

【公然性を有する通信(特定電気通信)】(プロバイダ責任制限法第2条第1号)

『不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く)』

【(広義の)放送】(電気通信役務利用放送法第2条第1項)

『公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信』

【(狭義の)放送】(放送法第2条第1号)

『公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信』

【有線放送】(有線テレビジョン放送法第2条)

『公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信』

インターネット上の違法・有害情報対策
対象：ISP等(特定電気通信役務提供者)

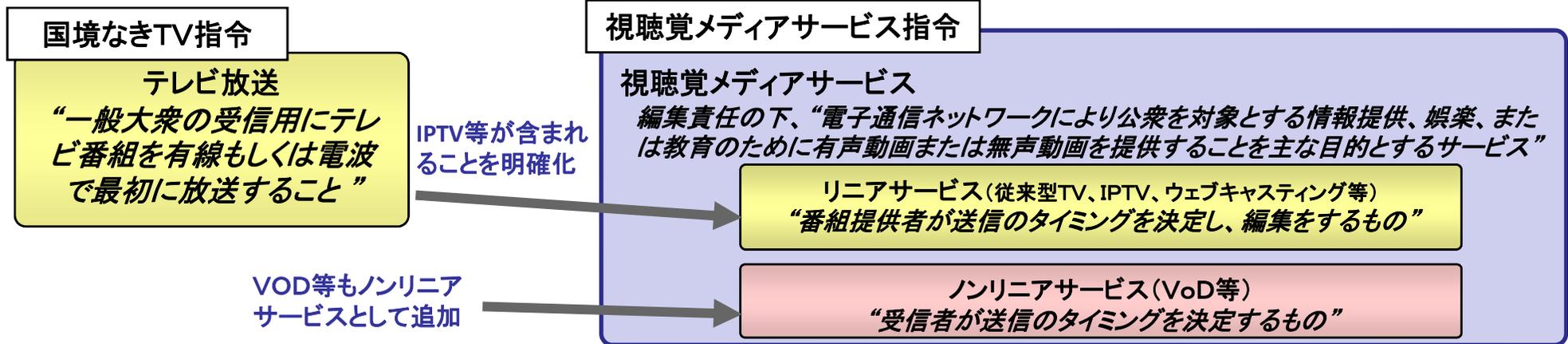
放送番組規律
対象：放送事業者

1. メディアサービス(仮称)の範囲 (2) 先進諸国の法制における放送の定義

米 国	E U	韓 国	日 本
<p>◆放送・ケーブルについては、伝送路ごとにサービスを定義。</p> <p>◆特定加入者向けサービスは、公衆向けサービスではないが、特定の衛星放送・ケーブルについては、通信事業とは別のサービス類型として規律。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆受信、番組編成に着目して一元的に定義。</p> <p>◆特定加入者向けサービスであっても、公衆向けサービスとなる。</p>	<p>◆伝送路から独立し、公衆送信、番組編成に着目して一元的に定義。</p> <p>◆特定加入者向けサービスであっても、放送に該当する。</p>	<p>◆放送、有線テレビ放送等、伝送路ごとにサービスを定義。</p>
<p>法律：通信法</p> <p>○放 送 直接に又は中継局を經由して、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信。【通信法3条】</p> <p>○DBS (Direct Broadcast Satellite: 加入衛星放送) サービス事業者が暗号化技術を用いて特定の加入者へ番組配信するものは、は、"broadcast" (放送) でもない、"common carrier" (通信事業者) でもない、「1対多」のsubscriptionサービスである。 【FCC Report and Order】</p> <p>○ケーブルサービス ビデオ番組又はその他の番組サービスの加入者への片方向伝送。又は、当該ビデオ番組若しくはその他の番組サービスを選択若しくは利用するために必要な加入者の相互動作があれば、当該相互動作。 【通信法602条】</p>	<p>指令：視聴覚メディアサービス指令</p> <p>○視聴覚メディアサービス その主な目的が電子通信ネットワークにより・・・一般大衆を対象とする通知、娯楽又は教育のために有聲動画もしくは無声動画を提供する・・・サービスをいう (VODを含む)。【視聴覚メディアサービス指令第1条(a)】</p> <p>○テレビ放送 テレビ放送とは、メディアサービスプロバイダ(視聴覚メディアサービスの視聴覚内容の選択に編集責任を有し、その編集方法を決定する自然人若しくは法人)が、番組のスケジュールに基づきプログラムの同時視聴のために提供する視聴覚メディアサービスをいう。 【同条(c)】</p> <p>○オンデマンドサービス メディアサービスプロバイダが編纂したプログラムカタログに基づいて視聴者が要求し希望する時刻にプログラムを視聴できるように提供するサービス。 【同条(e)】</p>	<p>法律：放送法</p> <p>○放 送 放送番組を企画・編成又は制作し、これを公衆(個別契約による受信者を含む。以下「視聴者」という。)に電気通信設備により送信するものをいう。</p> <p>○テレビジョン放送 停止又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声・音響等からなる放送番組を送信する放送。 【放送法2条1項】</p>	<p>法律：放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、電気通信役務利用放送法</p> <p>○放 送 公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信。【放送法2条】</p> <p>○テレビジョン放送 静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送。【同上】</p> <p>○有線テレビジョン放送 有線放送(公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信)であって、有線ラジオ放送以外のもの。 【有線法2条】</p> <p>○有線ラジオ放送 一区域内において公衆によって直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によって送信すること等。【有線法2条】</p> <p>○電気通信役務利用放送 公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの。【役務利用放送法2条】</p>

1. メディアサービス(仮称)の範囲 (3) EUの「視聴覚メディアサービス指令」

OEUでは、近年の融合現象の進展に対応して、放送コンテンツに関する「国境なきテレビ指令」の見直しを行い、2007年12月「視聴覚メディアサービス指令」が発効。EU加盟国は、2009年12月までに、この指令に沿った国内法を整備・施行することが求められている。



加盟国の確保すべき 主な規律の内容 ①	適用されるサービス		加盟国の確保すべき 主な規律の内容 ②	適用されるサービス	
	リニア	ノンリニア		リニア	ノンリニア
サービス提供者の名称・住所・問合せ先の公開	○	○	・重要イベントへのアクセス確保(排他的有料放送の防止措置) ・短いニュースレポートのための重要イベントへの他国事業者によるアクセス保障	○	—
性別、人種、宗教、障害、年齢等に基づく憎しみを扇動するものを含まないこと	○	○		ニュース等を除く放送時間のうち、大部分を欧州製作品のために保留することの保障、最低10%を放送事業者から独立した欧州番組制作者のために確保すること	○
視聴覚コマーシャル通信(テレビ広告、スポンサー、テレビショッピング等)について、 ・コマーシャルであると認識可能なこと ・たばこ製品の取扱い禁止 ・未成年者に対して道徳的・身体的に有害なものであってはならないこと	○	○	未成年者の身体的・精神的・道徳的発達に深刻な害を与える番組(特にポルノ、暴力)が含まれていないことの保証	○	—
プロダクトプレイスメント(製品、サービス等に対価と引換えに番組で言及すること)について、 ・商品・サービスが無料で提供される場合を除き原則禁止(子供向けは全て禁止) ・視聴者がプロダクトプレイスメントと認識できること ・たばこ製品の取扱い禁止	○	○	評判・名声等が間違った放送により損害を被った場合に反論権等の救済を行使できること	○	—
			未成年者の身体的・精神的・道徳的発達に相応しくないサービスについて、未成年者の通常の視聴を防止するための適切な措置を講じること	—	○
			欧州製作品の当該作品へのアクセスの振興	—	○

1. メディアサービス(仮称)の範囲 (4) 韓国の動向

○韓国では、2000年に放送関連の法律を一本化した「放送法」を制定。
○2007年に「インターネットマルチメディア放送事業法」(IPTV法)を制定。

【通信・放送法制の基本的枠組み】

電気通信基本法

電気通信事業法

電波法

- ・電波資源の確保、分配、割当
- ・無線局(放送局を含む)の免許、運用等
- ・周波数基本計画の策定
- ・電波利用料の課金及び徴収 等

放送法

- ・放送事業者の事業規律、事業運営
- ・放送委員会、韓国放送公社
- ・国内番組規制、視聴者の権益保護、放送発展支援 等

インターネットマルチメディア放送事業法

- ・インターネットマルチメディア放送事業の規律

【最近の動向】

- 2000年「放送法」制定
 - ・衛星放送の規定を整備するとともに、地上放送、ケーブルテレビ関連法を1本の法規で網羅
- 2004年「放送法」改正
 - ・携帯電話等向けの「移動マルチメディア放送」を規定

【融合・連携への対応動向】

- 2007年12月「インターネットマルチメディア放送事業法」(通称「IPTV法」)制定
 - ・IPTVによる放送番組の同時再送信等の規定を整備
 - ・IPTVの事業圏域を全国とすること
 - ・外資規制の適用
 - ・特定事業者による市場占有率3分の1規制
 - ・苦情処理義務
 - ・コンテンツへの同等アクセス保証義務等を規定。

2. メディアサービスの区分 (1) 放送を類型に区分し規律することに関する学説

○社会生活などに必要な情報を提供する機能をもとに放送を類型化し、異なる規制を課すべき等の議論がある。

<異なる規制の事業類型を複数用意し事業者の選択に委ねる説>

「さまざまな人々が、社会生活、政治生活で共有すべき情報を分かち合う場として、従来の放送サービスは機能してきた。…問題は周波数帯の有限希少性でも、特殊な社会的影響力でもなく、従来、放送サービスの果たしてきた役割を今後も維持するのか、そして、そうした役割を支える制度環境・技術環境として何が適切かを考えることである。たとえば、この種のメディアを維持する上で、無線でなく有線を伝送路とした方が適切だとすれば、それに応じた制度を採用すべきこととなるだけである。したがって、ここで問題とされる放送サービスは、技術的特性にもとづいて定義されてきた従来の「放送」概念とは必ずしも一致しないであろう。所与の定義が失われたこうした状況で放送サービスを区分けし規律する一つの方策は、イギリスで行われているように、個別の事業者ごとにサービス内容を規律することである。しかし、この方策は政府による過剰規制を導く危険を含む。今一つの対処は、それぞれ異なる規制を伴う事業類型を複数用意し、いずれの事業を遂行するかを事業者の側に選ばせるというものである。十分に多様な類型を用意しておけば、既存の規制が不合理だと考える事業者は、立法過程や司法過程に制度の改善を訴えずとも、別の事業を選択すれば足り、そこから規制類型間の淘汰と均衡がもたらされるであろう。」

(長谷部恭男「通信と放送」2001 ジュリスト1192号)

<「基幹的放送」は規制を維持し、その他の部分は緩和する説>

「技術の発展とそれに応じた放送に対する社会意識の変化が、上に触れた歴史的与件の一要素として放送の自由の捉え方にも変化をもたらしたということであって、それはつまり、これからの多メディア・多チャンネル化時代において、放送の自由の制度的・機能的要素が『溶解』して個人的自由の方に流れ出していく傾向が強まるであろうということである。

こうした『溶解』の方向については、理論的に二つの考え方がありうるであろう。一つは、放送の自由が全体として、一般的な表現の自由の性格に近接していくというケースである。この場合は、放送全般についての規制緩和が憲法上求められることになる。もう一つは、放送の自由の中において規制が残る部分と規制から解放され自由になる部分の共存が生じうる可能性である。この場合は、放送に対する『部分的規制』という考え方が可能になる。つまり、広く『放送』という概念で理解されてきたメディアのうち、ある部分(例えば、現在の枠組みで言えば、地上波放送や放送衛星による放送のように『基幹的放送』にあたる部分)については伝統的な放送規制を維持しつつも、その他の部分(例えば、通信衛星による放送やケーブルテレビの自主放送)については規制を緩和するという手法である。こうした結果は、すでに現実に採用されている放送に対する規制政策とも、かなり整合しやすい。たしかに、かりに放送の自由が個人的な表現の自由の弱められた形態にすぎないという理解だけに立てば、メディアの部分によって保障の程度が異なることは、保護の平等性の観点から問題を生じうる。しかし、放送の自由が公共の利益という客観的保護目的を本質的に有していると考えられるならば、こうした批判を免れ、視聴者の利益を最大化するような、自由と規制の柔軟な組み合わせが可能となるであろう。」

(浜田純一「放送制度論と放送法制の行方」1999 放送学研究49号)

<「基幹的放送」と「広義の放送」に二分する説>

「全世帯の100%に普及している地上波テレビ放送については、国民にとって最も身近なメディアとなっていることから、これからの急激なメディア環境の変化のなかでも、これまで放送が果たしてきた、社会の多様な意見を反映し、意見形成に奉仕するという社会的役割を維持するための配慮が必要である。自由で多様な意見・情報の流通を確保するという観点からは、放送の機能不全を招くような急激な規制緩和は好ましくない。そこで、全体としては規制緩和を進めながら、受信料または広告放送による総合放送を、今後もしばらく『基幹的放送』と位置づけ、これを一定の規律の下に維持する必要がある。」

「日本の放送概念が無線通信という伝送路を基本的要素のひとつとしているのに対し、ドイツの放送概念は、伝送路を基本的要素としておらず、放送による表現が公衆を対象としていることを手がかりに意見形成への影響という観点から機能的に捉えられている。ドイツのような機能的区分には放送の通信による伝送路の共用化という環境変化を前提とすれば、今後は、日本の放送概念も機能的に構成されることが必要になろう。その際、放送としての法的規律の対象を、提供される番組内容の総合性・報道性に着目して限定し、それ以外について第3の categorie を設けることも一つの方法であろう。あるいは、放送の範囲をあまり狭く限定せずに、放送を『基幹的放送』とそれ以外の『広義の放送』に二分するという方法も考えられる。」

(鈴木秀美「放送の自由」2000年信山社)

※敬称略。学説に関する抜粋箇所及び下線部は事務局の判断による。

3. メディアサービスに対する具体的規律 (1) 先進諸国における放送規律の概要

	米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
放送を規律する根拠法	34年通信法 96年通信法	90年放送法、96年放送法、03年通信法	視聴覚通信法	放送に関する州間協定、各州の放送法、04年電気通信法	電波法、放送法	電波法、放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、電気通信役務利用放送法
参入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・FCC(※1)の無線局免許(無線系)(※2) ・市、郡等によるフランチャイズ付与(有線系)(※3) <p>[ハードソフト一致]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Ofcom(※1)の電子通信ネットワークの一般認可 ・Ofcomのマルチプレックスサービス(※4)の免許 ・Ofcomの番組サービスの免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSA(※1)への電子通信ネットワークの届出 ・CSAのマルチプレックスサービスの許可 ・CSAの番組サービスの許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦ネットワーク庁に対する電子通信ネットワーク事業者の届出、同庁による周波数配分 ・州メディア庁の放送サービス免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送通信委員会の無線局免許(無線系) ・放送通信委員会の放送局許可(有線系) <p>[ハードソフトの一部分離も可能] ※放送チャンネル使用事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣の無線局免許(放送(委託放送を除く。)) [ハードソフト一致] ・総務大臣による業務の認定(委託放送) ・総務大臣の施設設置許可、業務の届出(有線テレビジョン放送) ・総務大臣への業務の届出(有線ラジオ放送) ・総務大臣への業務の登録(役務利用放送) [ハードソフト分離]
外資規制	あり(無線)	なし	あり(地上)	なし (出資状況及び変更について報告義務有)	あり	あり(放送)
有料放送に対する料金規制	・市、郡等による規制(FCCが有効な競争下になかった時)	なし	なし	なし	・放送通信委員会の承認	・契約約款の認可(放送) ・契約約款の届出(有線テレビジョン放送、役務利用放送)
番組規律	・通信法のほか、FCC規則により個別に規律	・通信法のほか、Ofcomの番組基準、免許の条件により個別に規律	・視聴覚通信法のほか、政令、個別協定等により個別に規律	・放送に関する州間協定、州法等により個別に規律	・放送法令のほか、放送通信委員会が個別に規律	・放送関係法令の規定のほか、各事業者の策定する番組基準による自己規律

※1 FCCとは連邦通信委員会(Federal Communications Commission)を、Ofcomとは通信庁(Office of Communications)を、CSAとは視聴覚高等評議会(Le Conseil superieur de l'audiovisuel)をいう。

※2 暗号化技術を用いて特定の加入者に配信するようなDBS(Direct Broadcast Satellite)サービスはsubscriptionサービスとされコンテンツ規制等の対象とされる。

※3 地域電話会社によるオープンビデオシステムサービス(電話回線でのビデオ番組提供サービス)はFCCの許可。

※4 2以上のデジタル用の番組サービス等から成るサービスをいう。

3. メディアサービスに対する具体的規律 (2) 我が国における番組規律とその適用関係

一般放送事業者(放送法)

規律の種類		地上民放	BS	CS	「専門放送」※1	有線テレビ	有線ラジオ	役務放送									
第3条	・放送番組編集の自由	適用	適用	適用	適用	準用	準用	準用									
第3条の2	番組準則 公安及び善良な風俗 政治的公平 報道の正確性 論点の多角性	適用	適用	適用	適用	準用	準用	準用									
									第1項	調和原則(テレビジョン放送のみ)	適用	適用	適用	非適用	非準用	非準用	非準用
									第2項	教育番組の教育課程基準準拠	適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用
									第3項	字幕・解説番組の努力義務	適用	適用	適用	適用	準用	非準用	準用
第4項	番組基準の制定	適用	適用	適用	非適用	準用	非準用	準用									
第3条の3	・番組基準の制定	適用	適用	適用	非適用	準用	非準用	準用									
第3条の4 第51条	・放送番組審議機関の設置 ・放送番組審議機関の委員	適用	適用	適用	非適用	準用	非準用	準用									
第4条	・訂正放送・取消放送制度	適用	適用	適用	適用	準用	準用	準用									
第5条	・放送番組の保存義務	適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用									
第6条	・再放送(再送信同意)	適用	適用	適用	適用	別途規定※2	別途規定	別途規定									
第6条の2	・災害放送(発生を予防し、被害を軽減するために役立つ放送をする義務)	適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	非準用									
第51条の2	・広告放送の識別のための措置義務	適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用									
第52条	・候補者放送(同等条件の放送義務)	適用	適用	適用	適用	準用	準用	準用									
第52条の2	・学校向け放送における広告の制限	適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用									
第52条の3	・放送番組の供給に関する協定の制限(特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる協定の締結禁止)	適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用									
第52条の27	・受託内外放送の放送番組の編集	適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用									

※1 経済市況、自然現象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送。(放送法第3条の5)

※2 有線テレビジョン放送の再放送に関しては、再送信同意に加え、受信障害地域における再送信義務(ただし適用例なし)や裁定制度が設けられている。

3. メディアサービスに対する具体的規律 (3) 先進諸国における放送番組規律(テレビ放送)①

		米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
規律の構造		・通信法、FCC規則により規律。	・視聴覚メディアサービス指令によりEU域内におけるものを共通的に規律。	・通信法の準則のほか、Ofcomの番組基準、事業者への免許の条件等により規律。	・法律の準則のほか、CSAと事業者との協約等により規律。	・放送州間協定、州法の準則、個別規定等により規律。	・放送法令の準則、個別規定のほか、放送通信委員会の審議規程により規律。	・放送関係法令の規定のほか、各事業者による自己規律
放送番組に対する具体的規律の主なもの	公序良俗 青少年保護	・Vチップ【法 § 303、330】 ・下品放送の時間制限(地)【刑法 § 1464、規則 § 73.3999(b)】 ・子ども番組放送義務【規則 § 73.671】 ・猥褻放送禁止【法 § 639等】	・未成年者の発展阻害おそれ番組の警告、表示【 § 22】 ・未成年者発展阻害番組が含まれないようにする措置【 § 22】 ・人種、性別、宗教又は国籍による差別助長内容がふくまれないようにする措置【 § 3b】	・青少年に適さないおそれ番組の警告、表示【番組基準1.7】 ・青少年に適さない番組の時間制限【基準1.4】 ・学校番組の放送義務(ch4)【03年法 § 296】	・レイティング、青少年に適さない番組の警告【法 § 15、協約等】 ・青少年に適さない番組の時間制限(地上)【協約等】 ・青少年番組放送義務(地上)【協約等】	・放送に関する青少年保護【州間協定 § 4】 ・許可されない番組内容【青少年メディア保護に関する州間協定第4条】	・レイティング、青少年保護の放送中表示【法 § 33】 ・報道、教育、娯楽番組の一定比率包含【法 § 69】	・公安及び善良な風俗を害しないこと(番組準則)【法 § 3の2】 ・わいせつな無線通信の禁止【電波法 § 108】
	政治的公平	・候補者への同等機会の提供【法 § 315】	・なし	・政治上の論争等に対する事業者の見解除外【法 § 320】 ・政府による特定事項の放送差し控えの求め【法 § 336】	・与野党放送時間の適正割合の維持【慣習】	・選挙中の政党への適切な放送時間の割当【州間協定 § 42(2)】【州法 § 59(2)】 ※州法はベルリン・ブランデンブルグ州法の例(以下同)	・放送を含む言論機関に対する、政策・政見討論等の公正な放送・報道義務【公職選挙法 § 8】 ・選挙放送の公正性確保のための選挙放送審議委員会設置【公職選挙法 § 9】	・政治的に公平であること(番組準則)【法 § 3の2】
	事実・真実	・犯罪、大災害に関する虚偽の放送の禁止【規則 § 73.1217】	・テレビ番組により被害を被った場合の反論権の確保【 § 23】	・ニュースにおける十分な正確性等の確保【03年法 § 319(2)(d)、基準 5.1.5.2】	・情報の誠実性の確保【法 § 28、43-11、条件明細書、協約】	・報道の真実性の点検【州間協定 § 10、州法 § 47】	・事実性等への適合留意義務【法 § 69】 ・放送の公正性【法 § 33、審議規定 § 9】 ・放送の客観性【法 § 33、審議規程 § 14】	・報道は事実をまげないですること(番組準則)【法 § 3の2】
	広告	・スポンサーの明示【法 § 317等】 ・タバコ等広告禁止(地)【規則 § 73.4055】 ・子ども番組での広告量制限【規則 § 73.670】	・番組と広告の分離【 § 10】 ・タバコ等広告禁止【 § 3e】 ・広告量、時間等の制限【 § 11】	・番組と広告の分離【03年法 § 296、基準10.12】 ・広告量、時間等の制限【ASA基準】 ・タバコ等広告禁止【同上】 ・16歳未満子供向け番組での高脂肪食品等のTV広告規制の実施を最終調整中【Ofcom文書】	・番組と広告の分離【法 § 43】 ・タバコ等広告禁止【法 § 14】 ・広告量、時間等の制限【協約】	・広告の識別【協定 § 7】【州法 § 49】 ・タバコ企業のスポンサー禁止【協定 § 8(4)】【州法 § 50(4)】 ・広告量、時間等の制限【協州間定 § 7等】【州法 § 51等】	・放送通信委員会の事前審議【法 § 32】 ・広告代理店の制限(地上)【法 § 73】 ・広告量、時間等の制限【法 § 73】 ・番組と広告の分離【法 § 73】	・受信者が広告放送であることを明らかに識別できるようにすること【法 § 51の2】
	その他	・非商業番組へのチャンネル割当(衛、ケ)【法 § 611等】	・重要イベントへのアクセス確保【 § 3j,3k】	・重要イベントの排他的放送の禁止【96法 § 99】 ・政府声明への放送時間提供【法 § 336】	・重要イベントの排他的放送の禁止【法 § 20-2】 ・政府声明への放送時間提供(公共放送)【法 § 54】	・重要イベントの排他的放送の禁止【州間協定 § 5a】	・放送通信委員会の事後審議【法 § 32】	・放送事業者による番組基準の策定

3. メディアサービスに対する具体的規律 (4) 先進諸国における放送番組規律(テレビ放送)②

	米 国	EU	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
地域性関係	(・地域の番組のリスト等の保存義務(地上)【FCC規則 § 73.3526、§ 73.3527】)	—	・ch3の番組は十分な時間が地域番組に割り当てられているとOfcomが認める状態とする(ch3)【03法 § 287】	・地域サービスの提供義務(ケーブル配信者)【法 § 34-2】	・地域チャンネルの確保(ケ)【州間協定 § 25(4)、§ 31】【州法 § 32(2)③】	・地域チャンネルの運営義務(ケ)【法 § 70】	・放送普及基本計画【放送法 § 2の2】及びこれに資する周波数割当【電波法 § 7】
外部調達関係	・三大ネットワークの独占的影響力の排除のため1972年、「フィンシン・ルール」(三大ネットワークが外部制作会社の制作番組について所有権を確保することを禁止)を導入。(所期の目的を果たしたということで、1995年廃止。)	・放送時間又は番組予算の10%以上が独立系番組制作者による欧州製作品であること【 § 5】	・公衆放送、BBC、これらのデジタルの番組は25%以上が独立制作番組に割り当てられること【03法 § 277、309】【90法 § 16】【03法附則 § 12第1部】【90法 § 186】 ・公衆放送の番組はOfcomが適切な割合と認めるロンドン以外で制作され、異なる制作センターによる【03法 § 286、288】 ・デジタルプログラムサービスの番組の適切な部分が欧州製であり、10%以上が独立制作番組であること【96法 § 19(2)】	・独立した番組の制作に関する貢献額の割合は政令又は協約で規定するとし、政令で16%の2/3以上と規定【法 § 27-3、§ 33】	(＜参考＞自社制作比率と外注制作比率は免許の選定の際に考慮する(地、衛)【州法 § 34(2)】)	・番組のうち大統領令で定める比率以上を外注制作放送番組とし、大統領令で定める一定比率以上を主視聴時間に編成すること【法 § 72】	—
自国番組関係	—	・番組の過半が欧州製作品であること【 § 4】	・番組の過半の欧州製作品の確保【03法 § 336】	・映画、作品の6割の欧州製作品、4割の仏製作品の確保【法 § 27】 ・映画、視聴覚作品の放送権獲得のために行う貢献額の割合、独占の期間、長編映画の放送に対する時間帯(最大年間回数、時間帯)は政令又は協約で規定【法 § 27-3、§ 33】 ・仏語の視聴覚作品の放送時間量、その放送権獲得のための売り上げ高の割合、その放送時間帯は協約で規定【法 § 28、33】	・欧州製作品の主要時間帯の確保【州間協定 § 6】	・一定比率以上の国内作品、映画、アニメ等の確保【法 § 71】 ・一定比率以上の一外国映画等の禁止【法 § 71】	—

3. メディアサービスに対する具体的規律 (5) 先進諸国における放送番組規律(テレビ放送)③

		米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国	日 本
苦情処理、 監視		(・明示的な規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> Ofcomは番組基準についての苦情申立の処理、解決のための手続を確立する義務を負う【03通信法 § 325(2)】 Ofcomにコンテンツ評議会を設置し、Ofcomが決定できる範囲においてその任務を遂行する【03通信法 § 13】(コンテンツ評議会はOfcomの苦情処理手続において、再々上訴の請求を受ける) 	<ul style="list-style-type: none"> CSAは、事後的に番組をモニターして遵守状況を監視し、政治的公平性については発言時間をカウント 代表的な職業組織等の団体は、CSAに、放送事業者の義務違反に対して行う催告手続を採ることを要求できる。【法 § 42】 	<ul style="list-style-type: none"> 州メディア庁は放送実施者に対して、情報請求権及び調査権限を有する【州間協定 § 22】【州法 § 26, § 67】 民間放送に関する州メディア庁に対する不服申立権限【州法 § 67】 州メディア庁による法令遵守状況の監視【州法 § 69】 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者不満等を効率的に遂行するため視聴者苦情処理委員会を設置。【法 § 35】 (・放送通信委員会は番組を事後審議(広告は事前審議)する。) 	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者は、放送番組に関して申出のあった苦情等を放送番組審議機関に報告する義務あり。【放送法 § 3の4】 放送事業者は、請求により真実でない事項の放送が判明したときは訂正放送等をする義務あり。【放送法 § 4】 放送番組の保存義務【放送法 § 5】
	措置内容 (地上放送を 中心に記載)	<ul style="list-style-type: none"> 課徴金【法 § 503(b)】 免許取消(命令違反)【法 § 312(a)】 ※「放送品位維持法」による課徴金の引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 訂正放送・行政庁による調査結果の放送の命令【90年法 § 40等】 免許短縮、免許取消、過料(命令違反)【90年法 § 41等】 	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁の見解の放送の命令【法 § 42-4, 48-3】 行政庁の催告、催告内容の公表【法 § 42, 48-1】 放送停止、許可短縮、許可取消、協約の解除 	<ul style="list-style-type: none"> 州メディア庁への免許返還、免許取消【州法 § 32】 州メディア庁による免許停止、放送禁止【州法 § 70】 違反解消等の要求、要求内容の放送命令【州法 § 69】 対象番組の広告収入の納付【州法 § 69】 	<ul style="list-style-type: none"> 是正命令、視聴者への謝罪等命令【法 § 100】 業務停止、許可取消(命令違反)【法 § 18】 課徴金【法 § 19】 関係者の懲戒の措置命令【法 § 100】 番組中止の措置命令【法 § 100】 	<ul style="list-style-type: none"> 無線局の運用停止命令 無線局免許の取消(命令違反)
担保措置	最近の例	<ul style="list-style-type: none"> 2004年、CBSの20のテレビ局がジャネット＝ジャクソンが胸部を露出したスーパーボールのハーフタイムショーの放送を行ったことに対し、各局27,500ドル(合計55万ドル)の課徴金(FCC規則73.3999違反。2006年2月決定) 注 2006年3月、FCCは、02年2月から05年3月までに放送された番組のうち下品な描写があるなどとして視聴者から苦情が寄せられていたものについて審査した結果、7の番組について、課徴金(FCC規則73.3999違反) 	<ul style="list-style-type: none"> 2004年7月、チャンネル4がカフェインの危険性を検証する番組の訂正放送の中で特定の商品(カフェイン入りエネルギードリンク)を様々な状況において効果的などと強調するような放送を行ったことに対し、5,000ポンドの過料及び行政庁(Ofcom)による調査結果の放送の命令(番組基準8.4の違反。2005年8月決定) 2006年3月、ITVが、ニュース番組の中で、イラク戦争への参戦に関するブレア首相の発言について、「十分な正確性」によらずに報道を行ったとして、番組基準違反と認定(番組基準5.1違反。ただし、ITVが既にOfcomの調査結果を放送することを決定していたため、Ofcomは、法的措置は不要と判断。2007年2月決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年、TF1が特定の企業が何度も登場する音楽ビデオの放送を繰り返したことにに対し、催告(広告に関する政令第18条の違反) 2004年2月、F2が報道番組の中で特定の政治家の去就について退陣報道を行ったことに対し、情報の誠実性の確保を規定する視聴覚法 § 43-11等を遵守するよう催告(条件明細書の違反。同月決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年、RTL2がある出演有名人が特定の商品が好きだと発言した番組を放送したことにに対し、4万5千ユーロの過料(州間協定第7条の違反。ヘッセン州民間放送庁による。2005年12月14日決定) 2005年、RTLが番組の中で特定の企業を称賛する発言とともにその企業のロゴをつけた車両の映像を放送したことにに対し、5万ユーロの過料(ニーダーザクセン州メディア庁による。2005年10月26日決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年、KBS-2TVが家族構成員すべての情緒に不適合な内容の放送を行ったことにに対し、謝罪命令、当該放送番組(7月27日分)の中止の措置命令、関係者の懲戒措置命令(法 § 100、審議規程 § 24の違反。2006年8月決定) 2007年、MBCが作為的な編集により、事実と異なる内容の放送を行ったことに對して、謝罪放送の措置命令(審議規程 § 14, 20違反。2007年6月決定) 	

注 当時の課徴金は、27,500ドルであったが、現在は32,500ドルとなっている(わいせつな放送に対する課徴金は32万5千ドル)。

3. メディアサービスに対する具体的規律 (6) 我が国における再送信に係る規律等

ケーブルテレビ

電気通信役務を利用したケーブルテレビ

地上・衛星放送

再送信の同意 (放送関係法)

有線テレビジョン放送法第13条

- 受信障害地域について、再送信義務 (これまで例なし)
- 再送信には、放送事業者の同意が必要 (放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨)
- 協議が整わないとき等に関する総務大臣の裁定制度 (ケーブルテレビ事業者が総務大臣に申立て)

電気通信役務利用放送法第12条

- 再送信には、放送事業者の同意が必要 (放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨)
- ・ 裁定制度はなし

※衛星放送の場合も同様 (ただし放送区域の関係上実施例はない。)

放送法第6条

- 再送信には、放送事業者の同意が必要
※地上放送の再送信に係る実施例はない。
- 電波法において設けられている受信障害対策中継放送に対しては、本条で再送信同意に関する規定の適用が除外されている。

再送信同意書での記載事項の例

- 放送事業者がケーブルテレビ事業者に再送信同意する際の実務上の扱いについては、再送信に係る放送関係法令・技術的条件の遵守に関する規定と、著作権法関係の規定が一本の同意書で行われているケースが多い

以下の条件の下、再送信に同意する

(条件)

- 有線テレビジョン放送法その他関係法令を遵守すること
- 映像・音声の品質を維持し、放送番組の内容を損なうことのないようにすること
- すべての番組に変更を加えないで、同時再送信すること
- できる限り、同一チャンネルとし、そのチャンネルは、放送休止時間であっても他の放送に使用しないこと
- 障害発生に対し、障害が早急に復旧できるよう予備システムを完備する等適切な体制を整えておくこと
等
- 再送信される放送に含まれる著作権・著作隣接権については、ケーブルテレビ事業者と原権利者との間で処理すること
- (同意する)放送事業者が保有する権利に係る対価は自分の間は請求しないが、請求権は留保すること
等

関係法令・技術的条件の遵守

著作権関係の条件

(参考) 我が国では、受信障害地域について再送信義務を課す制度となっているが (ケーブル・適用例なし)、諸外国では、地上放送や公共放送を対象として、ケーブル、衛星での再送信について一定の義務を課す例が多い。

3. メディアサービスに対する具体的規律 (7) 先進諸国における「マスト・キャリア」制度

	米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国
ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内: 一定基準での送信義務。【法614・615条】 ・区域外: 重大視聴局の送信権利。【法 § 338】 	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は、管轄内の事業者に合理的なマストキャリアを課すことが出来る。【ユニバーサルサービス指令 § 31】 	<ul style="list-style-type: none"> ・Ofcomがケーブル及び衛星の電子通信ネットワーク事業者に、デジタルの公衆サービス放送の再送信を義務付ける権限あり【03年法 § 64】 ・Ofcomが公衆サービス放送事業者に対しデジタル放送を含むチャンネルをケーブル及び衛星の電子通信ネットワーク事業者に提供を義務付ける権限あり【03年法 § 272・273】 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSAIによる電波割当のないネットワークのサービス配信者は、公共放送及びTV5のアナログ及びデジタル放送を無料で利用できるようにしなければならない。【法 § 34-2】 ・無料の地上放送の編集者から衛星、ケーブルの配信者に再送信の要求がされたときは、妥当で非差別的条件でその要求に応じなければならない。【法 § 34-4】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル設備運営者は公共放送のための伝送容量を確保しなければならない【州間協定52条】 ・ケーブルチャンネルの割当において、地元で一般的な放送の送信義務【州法 § 41】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル事業者及び衛星放送事業者は、放送区域内にある韓国放送公社、韓国教育放送公社の放送を同時に再送信しなければならない。【法 § 78】
衛星	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内: 送信権利。送信する場合は区域内全てのテレビ局を送信する義務。【法338条】 ・区域外: 重大視聴局、当該放送区域で視聴困難な10州以上をカバーする2つまでのネットワーク、地上デジタル未実施地域で他の放送区域の地上デジタルについて送信権利。【法 § 340】 				<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	

4. マスメディア集中排除 (1) 我が国におけるマスメディア集中排除原則①

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第2条の2 (放送普及基本計画)

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

電波法第7条第2項 第4号

放送局免許の審査基準

放送法第52条の13 第1項第3号

委託放送業務
認定の審査基準

電気通信役務利用放送法 第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送
登録の審査基準

省令	放送局に係る 表現の自由享有基準等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者 (地上)	BS・CS委託業務の認定を受け ようとする者	電気通信役務利用放送の業務を 行おうとする者

※認定放送持株会社の子会社については特例有り。

4. マスメディア集中排除 (2) 我が国におけるマスメディア集中排除原則②

(地上放送事業者がそれぞれを兼営する場合の例)

		地上放送 (コミュニティ放送を含む)	BS	CSデジタル	電気通信役務利用放送		有線テレビジョン放送
					衛星系	有線系	
原則	支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> 同一の放送対象地域 : 議決権の1/10超 異なる放送対象地域 : 議決権の1/5以上 隣接地域(7地域まで)で連携する地上放送事業者 : 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> BSデジタル : 議決権の1/2超 BSアナログ : 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 (業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○法令上特段の規制はない
	制限による中継器	○なし	○地上放送事業者は、原則として支配不可	○地上放送事業者は2中継器まで支配可能	○地上放送事業者はCSデジタル放送と合計で6中継器まで支配可能	○なし	○なし
	その他の規律	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり ○隣接地域(7地域まで)のうち、一の地域に他のすべての地域が隣接している場合はローカル局相互の兼営が可能 ○同一の放送対象地域の場合、AM又はFM及びテレビの兼営は可能 ○原則として、三事業(テレビ、AM又はFM及び新聞)支配の禁止 	○経営困難時の特例措置あり	○経営困難時の特例措置あり		○業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者は参入不可	<ul style="list-style-type: none"> ○一般放送事業者及び一般放送事業者により支配される者については、審査基準において <ul style="list-style-type: none"> ・他にを行う者がいない ・住民からの要望等の事情が必要 【支配の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・議決権の1/10超
認定放送持株会社の子会社に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> ○認定放送持株会社の子会社となる地上放送事業者の放送対象地域の合計が12以下の場合には地上放送事業者の子会社化可能 ○経営困難時の特例措置なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定放送持株会社は1社まで子会社化可能 ○経営困難時の特例措置なし 	○経営困難時の特例措置なし				

注1 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在

注2 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない(認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者を除く。)

4. マスメディア集中排除 (3) 先進諸国におけるマスメディア集中排除原則

- 諸外国において、放送の多元性の確保等のため、マスメディア集中排除原則と同様のルールが設けられている
- 近年、基本的に緩和の方向で見直しが行われる中で、同一地域内での地域性確保のための規律を継続する一方で、地域をまたがる複数局支配は一定の条件の下で緩和する手法が主流となりつつある

	米国	英国	仏国	独国	伊国	韓国
免許の概要	地域免許 マスメディア集中排除は、全国210の地域(DMA)ごとに管理(約1,400局の放送局が存在)	Channel 5 は全国免許 Channel 3 は地域ごとの15の免許及び1の全国免許(合計16局の免許付与)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送3局の放送局が存在)	16の州ごとに免許(全国で放送が可能) (地上アナログ放送は公共放送のみ、地上デジタル放送はベルリンでは12チャンネルが存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送11局のテレビ局が存在)	全国免許・地域免許の両方あり(全国放送4局はいずれも公共放送)
地域所有規制	<ul style="list-style-type: none"> 8局未満の局しかないDMAでは、複数局支配不可 8局以上の局があるDMAでは一定の条件の下で、2局まで支配可能 	<ul style="list-style-type: none"> Channel 3 について、地方紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 同一地域での地域テレビ局の複数許可取得禁止 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の許可取得者は、地域テレビ局の1/3超の議決権の保有禁止 等 	<ul style="list-style-type: none"> 州ごとに、新聞とのクロス所有規制あり 支配的世論形成力(30%超の年平均視聴率等)を有することとなる保有は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広いメディア関連事業の市場(SIC:統合コミュニケーションシステム)において、特定の1社の収入が、その20%以上を占めることを禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の100分の30超の保有禁止 売上額が全放送事業者の売上額の100分の33超となる相互兼営禁止 新聞社等による総合編成又は報道に関する専門編成を行う放送事業者の株式、持分の所有禁止
全国所有規制	<ul style="list-style-type: none"> 4大ネットワーク間の合併禁止 全国視聴可能世帯数の39%超となる複数局支配の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> Channel 3 について、全国紙シェア20%超の新聞社は免許取得禁止等 	<ul style="list-style-type: none"> 全国テレビ局の複数許可取得禁止 全国テレビ局(年間平均視聴率がテレビサービスの2.5%超のもの)の議決権の49%超の保有禁止 1の全国テレビ局の議決権の15%超を保有している場合、他の全国テレビ局の15%超の議決権の保有禁止 等 			
						等

※ DMA: Designated Market Area

5. オープンメディアコンテンツに関する規律 (1)先進諸国の法制における違法情報の削除・プロバイダ責任

	米 国		E U			韓 国	日 本
			英 国	仏 国	独 国		
根拠法	デジタル・ミレニアム著作権法	連邦通信法 (通信品位法)	電子商取引指令	電子商取引規則	デジタル経済法	メディアサービス州間協定	プロバイダ責任制限法
対象行為	著作権侵害	わいせつ・不快な情報	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし
法的責任の免責要件	接続サービス	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・善意、無過失 ・違法性通知時の即時削除、必要な措置 ①情報の流通を放置した場合 ・権利侵害情報であることについて善意、無過失 ②情報を削除した場合 ・権利侵害情報であることについて善意、無過失又は発信者に対する照会への回答なし
	キャッシング	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・アクセス制限、防止措置 ・善意、無過失	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	
	ホスティング	・善意、無過失 ・管理権、利得の欠如 ・ノータイス・アンド・テイクダウン手続(※)	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	
	レファレンスサービス	・善意、無過失 ・管理権、利得の欠如 ・ノータイス・アンド・テイクダウン手続	—	—	—	—	
監視義務	免除	—	一般的義務の禁止	—	免除	—	—
発信者情報開示	文書提出命令 ・侵害通知の写し ・宣誓供述書 ・書記官の形式審査	—	公的機関への開示	—	公的機関への開示	—	開示請求権 ・権利侵害が明白 ・正当な理由
備 考	・対象行為について、著作権侵害、わいせつ・不快な情報を区別して規律 ・デジタル・ミレニアム著作権法は民事責任についてのみ規定、連邦通信法は民事責任、刑事責任の免責について規定 ・著作権侵害については、プロバイダの対応について詳細に規律 ・著作権侵害行為の差止命令の範囲を、素材除去・アクセス禁止に限定	・対象行為について分野の限定なし ・英国、仏国は民事責任、刑事責任の免責について規定(EU、独国は規定上明確でない) ・違法性認知時の即時削除が免責の要件	・対象行為について分野の限定なし ・英国、仏国は民事責任、刑事責任の免責について規定(EU、独国は規定上明確でない) ・違法性認知時の即時削除が免責の要件	・対象行為について分野の限定なし ・民事責任についてのみ規定 ・違法性通知時の即時削除、必要な措置が免責の要件 ・権利侵害者の削除権、反論内容の掲載要請権を規定	・対象行為について分野の限定なし ・民事責任についてのみ規定		

※ ノータイス・アンド・テイクダウン手続……権利者からアップロードされているものが権利侵害に当たるとの通知があったときに、

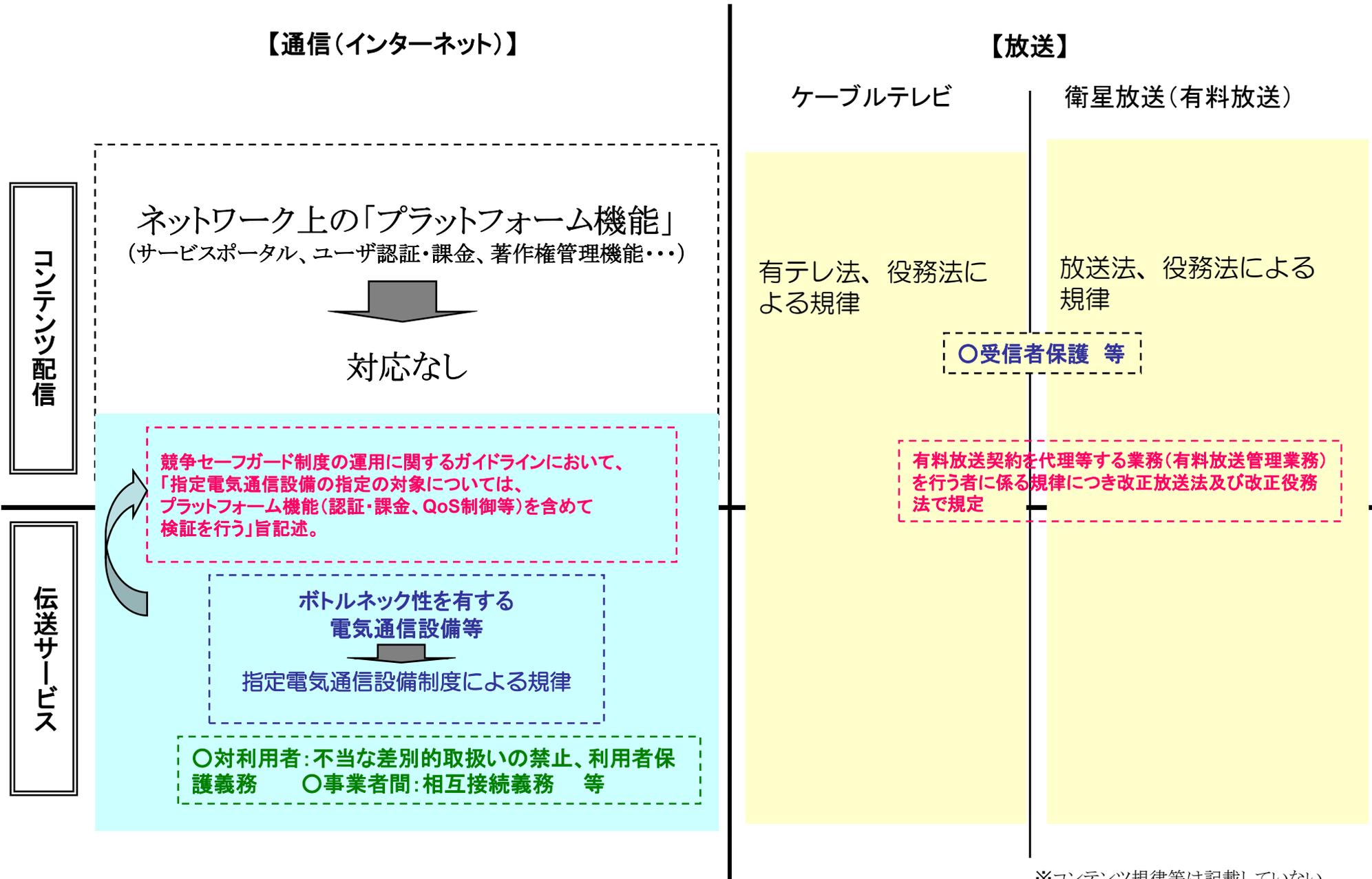
(一部調査中の箇所あり)

プロバイダがこれを遅滞なく削除した場合には、法的責任を免責するもの。(侵害通知時の即時削除)

(出典): 山本隆司「プロバイダ責任制限法の機能と問題点」(コピーライト2002.7)等各種資料を参考に事務局作成

IV プラットフォーム規律

(1) ICTプラットフォームに係る現在の通信・放送法制上のサービス規律



※コンテンツ規律等は記載していない。

(2) 有料放送管理業務(衛星放送プラットフォーム業務)の制度化

制度趣旨

いわゆるプラットフォーム事業者の位置づけや仕組みが、受信者にとって分かりにくいこと等、受信者との間での問題点が指摘されていたため、受信者保護を図る観点から制度化 (平成19年放送法改正)

規制対象

10者以上の有料放送事業者のために、以下の業務を実施している者

- 有料放送の役務の提供に関する、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
- 契約者のみが有料放送を視聴できるように受信を制限する業務(いわゆるCAS業務)

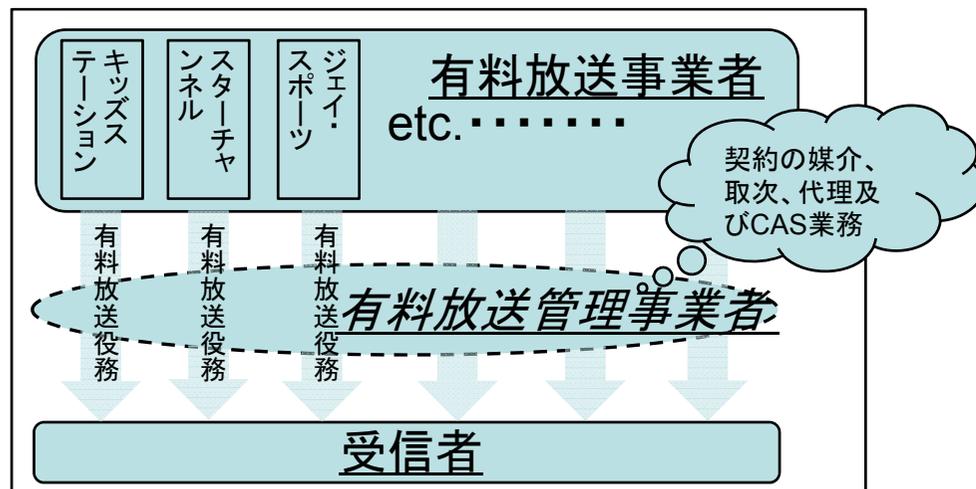
⇒現在、該当しているのは、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ1社のみ。

規制内容

- 有料放送管理業務の届出義務
- 業務の適正かつ確実な運営確保の措置義務
 - ・ 受信者に対し、有料放送契約の提供条件等を明らかにする措置
 - ・ 受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置
 - ・ 業務の実施方針の策定及び公表

など

有料放送役務の提供における有料放送管理事業者のイメージ



株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズの概要

商号	株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ
所在地	東京都港区赤坂1-14-14
代表者	代表取締役 執行役員社長 仁藤 雅夫
設立日	平成6年(1994年) 11月10日
資本金	500億8,300万円
有料放送事業者数	97社(平成20年6月27日現在)
業務届出日	平成20年6月27日
実施方針公表日	平成20年6月27日

(3) 先進諸国における放送プラットフォームに対する規律

米 国	E U	英 国	仏 国	独 国	韓 国
<ul style="list-style-type: none"> ・MVPD事業者(実際は、ケーブル事業者)に対し、ナビゲーション装置におけるCAS機能とセキュリティ機能との切り離しを義務付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者向けデジタルテレビ装置の相互運用性の確保を義務付け。(ユニバーサルサービス指令24条) ・デジタルテレビ・ラジオ放送サービスに関し、API、EPG、CASへのアクセス提供を義務付け。(アクセス指令5条・6条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルテレビのプラットフォーム事業者に対して、CAS、EPG、APIについては、ネットワーク・アクセス及びサービスの相互運用性の提供に関する条件(接続関連条件)を課している(03年通信法45条) ・実態上は、SSSL社(BskyB社の全額出資)にのみ課している。 	<ul style="list-style-type: none"> (地上デジタルテレビ放送のみ課される。) ・有料放送のプラットフォーム事業者に対して、CASにつき、必要な同意を公平かつ妥当で非差別的な条件での締結を義務付け。(視聴覚コミュニケーション法30-3条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・CAS提供者は、CASを費用効果的に提供しなければならない。(電気通信法50条)また、CASとして用いられるDRMに関しても適用される。 ・API提供者は、CASと同様の規制(電気通信法49条)。 ・EPG提供者は、放送番組の選択システムの利用において、公平な理由なく、放送事業者が不公正に妨害されたり異なる取扱いを受けたりしてはならない(放送に関する州間協定53条) ・現時点では、課金・認証システムに関する規定は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合有線放送事業者等に対し、デジタル有線放送については、CASのセットトップボックスからの分離又は交換を可能とすることを義務付け。(法79条、有線放送局設備等に関する技術基準25条)

※1 CAS(限定受信システム)、EPG(電子番組ガイド)、API(アプリケーション・プログラミング・インターフェイス)、課金、認証システム等を想定

※2 MVPD: Multichannel Video Programming Distributor

(4) 欧州における放送プラットフォーム規律の概要

○ EUでは、放送プラットフォーム規律を不可欠設備規律の延長線上で捉えつつ、通信法制において事前規制を課している。

	指令	英国	独国	仏国
CAS※1	○加盟国は、Annexに定める条件を担保しなければならない ・公平かつ無差別な取扱い ・会計分離 等	○義務あり ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・会計分離 ・約款公表 等	○義務あり ・公平無差別な条件での提供義務 ・会計分離 ・料金属出 等	○義務あり (・CAS機能等を提供する別会社を設立することが必要とされている) ・公平、妥当、無差別な条件での提供義務 等
	アクセス指令 § 6	2003年通信法 § 45等	電気通信法 § 50、州間放送協定 § 53(1)	視聴覚法 § 30-2, 95
EPG※2	○加盟国は、条件を付すことができる	○義務あり(暫定措置) ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・約款公表	○義務あり ・公平無差別な条件での提供義務	○不明
	アクセス指令 § 5	2003年通信法 § 45等	州間放送協定 § 53(1)	
API※3	○同上	○義務あり(暫定措置) ・公平かつ妥当な条件での提供 ・不当な差別の禁止 ・会計分離 ・約款公表 等	○義務あり ・公平無差別な条件での提供義務	○不明
	アクセス指令 § 5	2003年通信法 § 45等	電気通信法 § 49、州間放送協定 § 53(1)	

※1 Conditional Access Service (限定受信サービス) ※2 Electronic Program Guide (電子番組案内) ※3 Application Program Interface

■BiB(双方向放送のプラットフォーム事業を行う会社)に関する欧州委員会決定

BiBに対して欧州委員会は欧州独禁法に基づき以下の決定(1999年9月15日)。この方針を一般化したものが上記のアクセス指令。

- 法的性格 : BiB (British Interactive Broadcasting B SkyB、BT等が出資)の双方向放送事業に対して、欧州独禁法に基づく欧州委員会の決定(条件を付けたうえで、独禁法違反でないことを確認)
- 本件の重要な要因
 - ・ 双方向テレビを使った電子取引プラットフォームは、パソコンとインターネットによる電子取引プラットフォームと異なる市場を構成
 - ・ 視聴者は、テレビ周辺に2つ以上のSTBを置きたがらない(→不可欠設備性)。
- 欧州委員会が付けた条件(双方向テレビプラットフォーム市場での公正競争の確保)
 - ・ STBへの相乗りを容易化(CAS、EPG、APIのライセンスを開放、STBを安価に配布するための負担金回収の被差別化)
 - ・ キラーコンテンツの非差別的供給
 - ・ BTによるケーブル会社保有制限

(出典): 白石忠志「BiBとAOL/タイムワナー」(法学教室2001.2)等により事務局作成

V レイヤー間の規律

(1) 電気通信事業紛争処理委員会の機能

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置

- ・背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信事業の競争ルール整備を担当する総合通信基盤局から独立した事務局を設けて専門性を確保する一方で、勧告制度等を通じて競争ルールの整備と紛争処理の連携を図っている。

平成20年4月1日より、無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁手続を開始

あっせん・仲裁

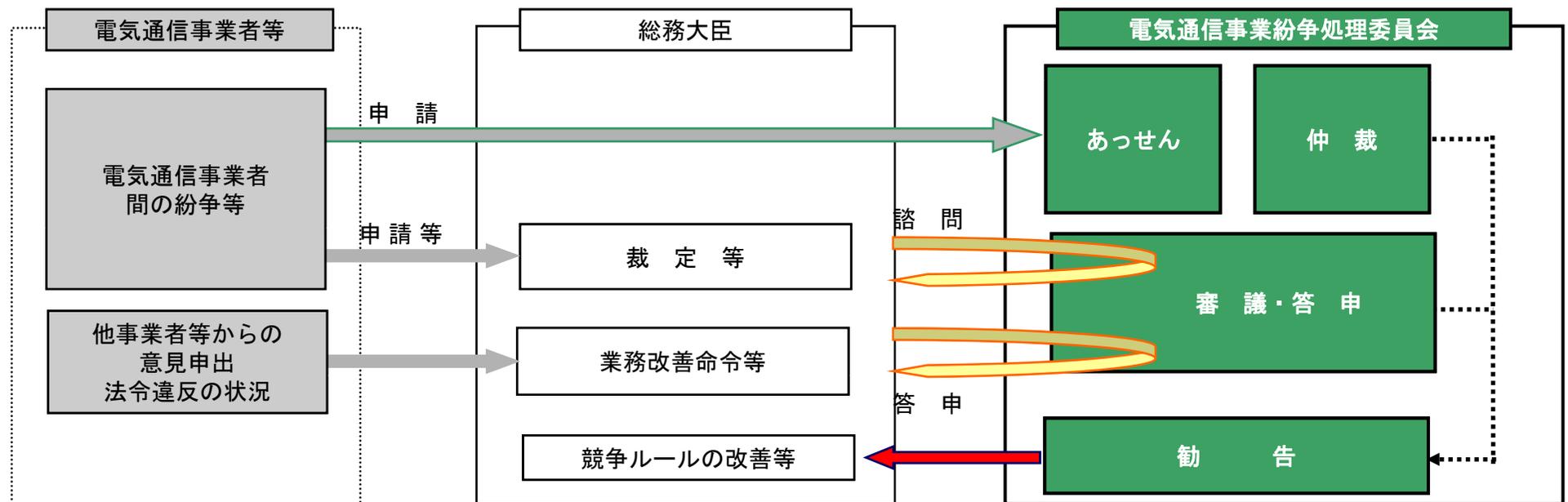
- 電気通信事業者間における接続や無線局の開設等に伴う混信防止等に関する紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施。

諮問に対する審議・答申

- 総務大臣が、①接続協定の細目の裁定、②業務改善命令等の行政処分を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。

勧告

- 以上を通じて明らかになった、競争ルールの改善等について、総務大臣に対し勧告。



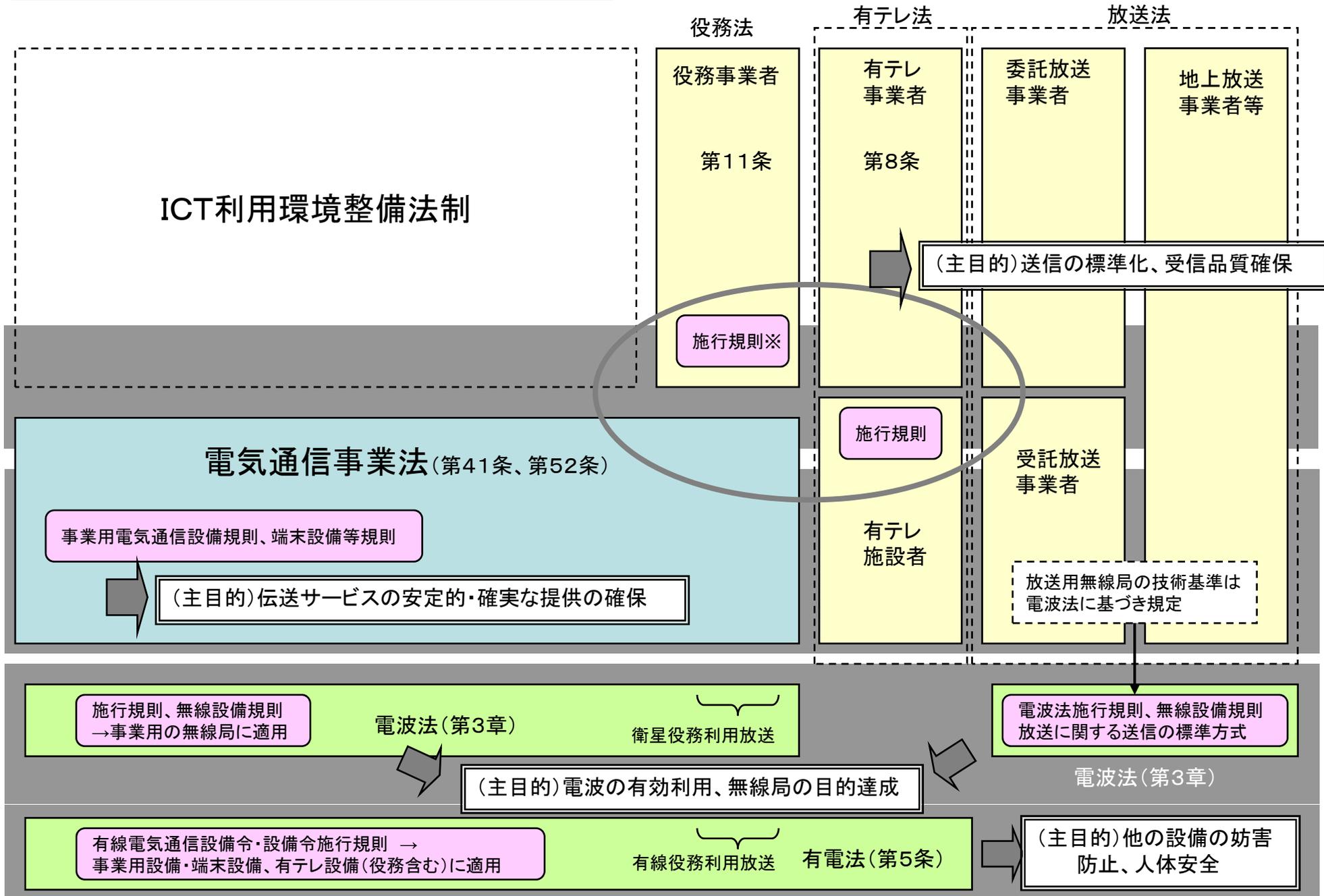
VI 利用者利益の確保・向上のための規律

(1) 先進諸国における通信事業に対する利用者保護規律

		米 国	E U			韓 国	日 本	
			英 国	仏 国	独 国			
参入・退出規制 外資規制	【参入・退出】 ・原則として認証が必要(ただし、規制の差控えあり)。 【外資】 ・外国事業者の米国市場参入に当たって審査基準あり。 ・外国事業者による無線局免許について、直接投資20%、間接投資25%規制。	【参入】 ・電子通信ネットワーク及びサービスの提供は原則一般認可(届出)制(無線周波数等の有限な資源については、個別の利用権を設定することが可能)				【参入】 ・基幹通信事業者:許可制 ・別定通信事業者:登録制 ・附加通信事業者:届出制 【外資】 ・基幹通信事業者について、49%の外資規制あり	【参入・退出】 ・一定規模・区域を超える回線設備を設置する電気通信事業については登録、それ以下は届出。 ・廃止の事前周知及び届出。 【外資】 なし(NTTを除く)	
	【外資】 なし	【外資】 なし	【外資】 なし					
料金・約款規制	・原則として約款作成義務あり(ただし、規制の差控えあり)。	・固定電話サービスの小売市場において重大な市場支配力(SMP)を持つ事業者に対し、約款作成義務・プライスキャップ規制等あり。	・BTに対して規制	・FTに対して規制	・DTに対して規制	・基幹通信役務について、原則届出(支配的事業者は認可)。	・原則として規制なし。 ・基礎的電気通信役務の契約約款及び指定電気通信役務の保障契約約款のみ届出義務。	
		・電気通信役務の提供条件明示義務 ・料金・サービス品質等に関する消費者への情報公開義務						
利用者保護		・FTCによる広告・表示規制等				・役務に関する利用者からの正当な意見・不満を直ちに処理する義務	・提供条件の説明義務、利用者からの苦情処理義務、業務改善命令。 ・総務大臣に対する意見の申し出制度。	
非対称規制	接続規制	・全ての電気通信事業者に相互接続義務あり。 ・既存地域事業者にネットワーク要素への非差別的アクセスをアンバンドルベースで電気通信事業者に提供する義務及びコロケーション義務あり。	固定・移動サービスの卸市場においてSMPを持つ事業者に対し、無差別の接続義務、コスト志向の接続料設定等の規制あり。	・固定:BT等に対して規制 ・移動:O2、ボーダフォン、オレンジ等に対して規制	・固定:FTIに対して規制 ・移動:オレンジ、SFR等に対して規制	・固定:DTIに対して規制 ・移動:Tモバイル、ボーダフォン等に対して規制	・基幹通信事業者のうち、不可欠設備を保有または売上高シェア50%以上の事業者に対し、アンバンドルベースの公正・合理的・非差別的な料金・条件での接続義務あり。	・回線設備を設置する電気通信事業者には原則として接続義務あり。 ・第一種指定電気通信設備について、接続約款の認可、接続会計の整理等。 ・第二種指定電気通信設備について、接続約款の届出等。
		・旧ベル系地域事業者の競争分野での活動において以下のような条件あり(ただし、一定の条件を満たせば義務が終了)。 ・分離関連会社によるサービス提供 ・分離関連会社との役員等の兼任禁止 ・分離関連会社と他事業者との間におけるサービス・設備・情報提供等に関する差別的取扱いの禁止 ・分離関連会社との共同マーケティングの制限	・固定電話サービスの小売市場においてSMPを持つ事業者に対し、市場参入の妨害や略奪的価格設定等の反競争的行為の禁止 ・卸市場においてSMPを持つ事業者に対し、上記接続規制の他、差別的取扱いの禁止等の規制あり。	【固定電話小売市場】 ・BT等に対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:BT等に対して規制 ・移動:O2、ボーダフォン、オレンジ等に対して規制	【固定電話小売市場】 ・FTIに対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:FTIに対して規制 ・移動:オレンジ、SFR等に対して規制	【固定電話小売市場】 ・DTIに対して規制 【卸市場】 ・固定、ブロードバンド:DTIに対して規制 ・移動:Tモバイル、ボーダフォン等に対して規制	・すべての電気通信事業者に対し、相互接続等における不当な差別、協定の不履行、情報流用、不当会計分類等を禁止	・接続情報の目的外利用の禁止。 ・事業者間の差別的取扱いの禁止。 ・他の事業者に対する不当な規律、干渉の禁止。

(2) 我が国における技術基準(全体像)

関係省令



※役務法の技術基準は、ソフト事業者がハード事業者との契約等により担保。

(3) 技術基準の構造

- 我が国の伝送インフラ関係の標準化については、電波法、電気通信事業法、有線テレビジョン放送法等において、それぞれの目的に対応した技術基準について規定(基本的根拠規定)。細目については国で規定(省令)しており、強制規格と位置づけ。
- なお、任意規格(民間標準)については、国で定める強制規格との対応等を踏まえ、電波法関係は(社)電波産業会、電気通信事業関係は(社)情報通信技術委員会、有線テレビジョン関係は(社)日本CATV技術協会において、関係企業等の参画を得つつ策定。

分野	強制規格(技術基準)		任意規格(民間標準)	
	目的	関係規則	関係機関	内容
電波	<ul style="list-style-type: none"> ○電波法 【主な目的】 ・電波の有効利用 ・無線局の通信目的の達成 ・他局への妨害排除 【規定内容】 ・無線局共通の事項((送信設備・受信設備の一般的条件、付帯設備の条件、機器検定など) ・無線局の業務による特別条件(船舶局、航空機局、人工衛星局) 	<ul style="list-style-type: none"> ○電波法施行規則 (無線設備の安全性の確保等の総則的内容、電波法を受けて船舶局、航空機局、地球局、人工衛星局等の特則等について規定) ・空中線等の保安施設 ・送信空中線の指向方向 等 ○無線設備規則 (無線設備の性能的な技術条件の詳細について規定) ・混信防止機能 ・受信設備の条件 等 ○放送に関する送信の標準方式 (放送の送信方法、信号形式について規定) ・情報源符号化方式 ・搬送波の変調 等 	(社)電波産業会(ARIB)	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話、テレビ放送等の民間標準を策定 「標準規格(ARIB STD)」 「運用規定(ARIB TR)」に分類 ・IMT-2000DS-CDMA・MC-CDMA標準規格 ・有料道路自動料金収受システム標準規格 ・ワイヤレスカードシステム標準規格(RFID) ・パーソナル無線の無線設備標準規格 ・コードレス電話システム標準規格 ・放送用受信装置の基本的な機能定格及び性能 ・緊急警報受信機に関する技術基準 等
電気通信事業	<ul style="list-style-type: none"> ○電気通信事業法 【主な目的】 ・電気通信役務の安定的かつ確実な提供の確保 【規定内容】 ・設備の損壊防止 ・役務の品質確保 ・通信の秘密保護 ・他者の設備の損壊防止 ・責任分界の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用電気通信設備規則 (設備の損壊・故障対策、適正品質の確保、通信の秘密の確保、他の網・端末への損傷防止、他の電気通信設備との責任の分界について規定) ・漏えい対策 ・接続品質 等 ○端末設備等規則 (電気通信回線設備への損傷・機能障害防止、利用者への迷惑防止、回線設備との分界の明確化について規定) ・漏話減衰量 ・発信の機能 等 	(社)情報通信技術委員会(TTC)	<ul style="list-style-type: none"> ○IP電話、ブロードバンド通信等の民間標準を策定 「標準(Standard:確定した仕様として発行)」 「仕様書(Technical Specification:暫定的な仕様として発行)」 「技術レポート(Technical Report:技術参考資料として発行)」 「調査報告書(Survey Report:委員会での調査活動の報告を公開)」に分類 ・光伝送網のインターフェース ・移動通信のハンドオーバー手順 ・ADSL送受信機簡略標準 ・NGNの一般的な概要 ・テレビ会議サービス概要 等
ケーブルテレビ	<ul style="list-style-type: none"> ○有線テレビジョン放送法 【主な目的】 ・送信の標準化、品質維持等(ヘッドエンド、受信者端子) ※具体的規定は省令委任 	<ul style="list-style-type: none"> ○有線テレビジョン放送法施行規則 (適正品質の確保、受信障害の防止、漏えいの防止について規定) ・送信の方式 ・ヘッドエンドの特性 等 	(社)日本CATV技術協会(JCTEA)	<ul style="list-style-type: none"> ○ケーブルテレビの民間標準を策定 「標準(Standard:確定した仕様として発行)」 「技術レポート(Technical Report:技術参考資料として発行)」に分類 ・デジタル有線テレビジョン放送のBS/広帯域CS及び地上デジタル対応受信装置 ・集合住宅棟内伝送システムの性能 ・FTTH型ケーブルテレビシステムの光システム性能測定法 等
役務利用放送	<ul style="list-style-type: none"> ○電気通信役務利用放送 【主な目的】(有線テレビと同様) ・送信の標準化、品質維持等 ※具体的規定は省令委任 	<ul style="list-style-type: none"> ○電気通信役務利用放送法施行規則 ・衛星役務利用放送(衛星放送に係る技術基準と同様) 一送信の方式、衛星役務利用設備の許容偏差 等 ・有線役務利用放送(有線テレビジョン放送に係る技術基準と同様) 一送信の方式、ヘッドエンドの特性 等 	(衛星役務利用放送はARIB標準、有線役務利用放送はケーブルテレビ標準による。)	

◆有線電気通信法…人体の安全確保等の観点から規定。電気通信事業、有線テレビジョン放送、電気通信役務利用放送について適用。

Ⅶ その他の論点

(1) 日本電信電話株式会社等に関する法律

	日本電信電話株式会社	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究等 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇総務大臣の認可※を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務 <p>※ 総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならない</p> <p style="text-align: right;">等</p>
責務 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及 	
株式 (第4条～第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 	<ul style="list-style-type: none"> ◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有

(2) 放送法におけるNHKの位置付け

- 放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とし、電波法とともに、昭和25年に制定されたもの。
- 番組編集等の原則を定めるとともに、日本放送協会に係る規定、一般放送事業者に係る規定等が置かれている。
- なお、放送局の免許は、電波法に基づき行われている。

目的

- 次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る
 - ・放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - ・放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
 - ・放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

番組編集の自由

- 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない

番組準則

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

番組調和原則

- 教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない

番組基準の策定

- 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

番組審議機関の設置

- 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

NHK

目的	公共の福祉のためあまねく全国で受信できるよう豊かで良い放送番組による放送を行うこと等を目的
業務	NHKの必須業務、任意業務等を列記(一部の業務は総務大臣認可が必要)
組織	法人格、登記、経営委員会、役員、理事会等
受信料	受信設備を設置した者の契約義務等
国際放送	総務大臣による国際放送の実施要請等
会計	収支予算等の国会承認、財務諸表等の会計検査院検査・国会提出、放送債権
放送休止等	放送局の廃止、12時間以上の休止には、総務大臣の認可が必要
番組編集等	一般の番組準則に加えて求められること ① 豊かで、かつ、よい放送番組を放送すること等によって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう最大限努力 ② 地方向けの放送番組を有するようにすること ③ 過去のすぐれた文化の保存、新たな文化の育成・普及に役立つようにすること
放送番組審議機関	中央放送番組審議会、地方放送番組審議会及び国際放送番組審議会の設置、構成等
候補者放送	選挙運動に関する放送で、請求がある場合には同等の条件で放送させる義務
広告放送	他人の営業に関する広告放送等の禁止

一般放送事業者

放送番組審議機関	放送番組審議機関の構成(7人以上)等
広告放送	広告放送であることを明らかに識別できるようにすること
学校向け放送での広告	学校向けの教育番組の放送では、学校教育の妨げとなる広告を含めてはならない
候補者放送	選挙運動に関する放送で、請求がある場合には同等の条件で放送させる義務
番組供給協定の制限	特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる協定の締結禁止
有料放送	有料放送料金の届出、契約約款の総務大臣認可(標準約款と同一の場合は届出)、役員提供義務等

放送大学学園

番組編集等	一般の番組準則等のうち学園にも求められるものを規定
放送休止等	放送局の廃止、12時間以上の休止には、総務大臣の認可が必要
広告放送	広告放送等の禁止

受託放送事業者

役員提供義務	委託放送事業者等への役員提供義務等
役員提供条件	料金等の役員提供条件の総務大臣への届出
番組編集等	番組準則等は不適用

委託放送事業者

認定	委託放送業務の総務大臣による認定(5年ごとに更新)、委託放送事項の変更の許可等
業務開始等	業務開始期日、1ヵ月以上の休止の場合の休止期間について総務大臣への届出
業務廃止	業務廃止の総務大臣への届出
番組編集等	番組準則等の適用(必要な読替え)

放送番組センター

次の業務を行う「放送番組センター」の指定	①放送番組の収集し、保管し、公衆に視聴させること ②放送番組に関する情報の収集・分類・整理・保管 ③放送番組に関する情報の提供 等
----------------------	---

※ 平成19年12月に公布された「放送法等の一部を改正する法律」による改正内容を反映している。